

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 17 日 本紙第 5439 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 17 日 政令第 226 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	平成 22 年 11 月 27 日 (独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 37 号)の施行の日)
【制定の根拠】	独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 46 条の 2 第 6 項
【法令のあらまし】	<p>1 現物による国庫納付(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 46 条の 2 第 1 項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付)についての手続を定める。 (第 2 条の 2 関係)</p> <p>2 独立行政法人通則法第 44 条第 3 項の中期計画において、独立行政法人通則法第 30 条第 2 項第 4 号の 2 の計画を定めた場合における現物による国庫納付についての手続を定める。 (第 2 条の 3 関係)</p> <p>3 譲渡収入による国庫納付(独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 2 項の規定により政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた収入から国庫納付を行うこと)についての手続を定める。 (第 2 条の 3 関係)</p> <p>4 独立行政法人通則法第 44 条第 3 項の中期計画において、独立行政法人通則法第 30 条第 2 項第 4 号の 2 の計画を定めた場合における譲渡収入による国庫納付についての手続を定める。 (第 2 条の 5 関係)</p> <p>5 独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 3 項ただし書の規定により簿価超過額の全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについての手続その他簿価超過額があった場合における手続を定める。</p>

WestlawJapan 法令あらまし

	<p style="text-align: right;">(第2条の6関係)</p> <p>6 独立行政法人通則法第46条の2第1項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第2項若しくは第3項の規定により国庫に納付する金額が帰属する会計について定める。</p> <p style="text-align: right;">(第2条の7関係)</p> <p>7 独立行政法人通則法第46条の2第4項の規定による独立行政法人の資本金の減少についての手続を定める。</p> <p style="text-align: right;">(第2条の8関係)</p>
【改正される法令】	<p>独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成9年政令第354号）</p> <p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号）</p> <p>独立行政法人国際交流基金法施行令（平成15年政令第414号）</p> <p>総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号）</p> <p>証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第369号）</p>